

企業立地の促進等のための集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年7月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第89号

企業立地の促進等のための集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

企業立地の促進等のための集積区域における県税の課税免除に関する条例（平成19年岩手県条例第78号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(県税の課税免除) 第2条 法第5条第5項の規定による産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画の同意の日（当該同意の日が <u>平成26年3月31日</u> 以前であるものに限る。以下「同意の日」という。）から起算して5年内に、同意集積区域内において対象施設を設置した事業者について、次の各号に掲げる県税のうち、当該各号に定める額の課税を免除する。 (1)・(2) [略]	(県税の課税免除) 第2条 法第5条第5項の規定による産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画の同意の日（当該同意の日が <u>平成28年3月31日</u> 以前であるものに限る。以下「同意の日」という。）から起算して5年内に、同意集積区域内において対象施設を設置した事業者について、次の各号に掲げる県税のうち、当該各号に定める額の課税を免除する。 (1)・(2) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の企業立地の促進等のための集積区域における県税の課税免除に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成26年4月1日から適用する。
- 改正後の条例第2条に規定する同意の日が平成26年4月1日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間である場合において、同期間中に不動産を取得した者で同条の規定により不動産取得税の課税免除の適用を受けようとするものについては、施行日前に改正後の条例第3条第1号に定める期限を経過したもの又は施行日から起算して1月以内に当該期限が到来するものに限り、同条に規定する申請書の提出期限は、施行日から起算して1月を経過した日とする。